

高松市・香南町合併協議会会議録
第 7 回 会 議

平成 1 6 年 1 2 月 6 日 (月)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第7回会議

1 日時

平成16年12月6日(月)午後2時30分開会・午後4時閉会

2 場所

香南町中央公民館 2階 講堂

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	辻正雄	委員	田中宏和
委員	井竿辰夫	委員	加藤卓也
委員	井上優	委員	石丸末夫
委員	谷本繁男	委員	石丸英正
委員	赤松千壽	委員	河田澄
委員	大橋光政	委員	中村靖
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	石丸芳孝
委員	三笠輝彦	委員	佐野健蔵

4 欠席委員 1人

委員 野田法子

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	井上優(委員兼務)	幹事	川田茂
幹事	中村榮治	幹事	瀧本隆
幹事	熊野實	幹事	奥田武

6 幹事会部会委員 29人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	間島 康博
総務部会委員	小山 正伸	市民部会委員	久利 泰夫
総務部会委員	合田 彰朝	市民部会委員	細谷 正文
総務部会委員	石垣 佳邦	健康福祉部会委員	
総務部会委員	伊藤 憲二	健康福祉部会長	岡内 須美子
総務部会委員		健康福祉部会委員	岡本 英彦
企画財政部会委員	奥田 武 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	武上 浩一
市民部会委員			
消防部会委員			
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	消防部会長	富永 典郎
企画財政部会委員	井上 哲	消防部会委員	黒川 守
企画財政部会委員	岸本 泰三	消防部会委員	矢代 正己
企画財政部会委員	草薙 功三	教育部会委員	安田 和文
企画財政部会委員	森 覚	教育部会委員	山下 晴久
企画財政部会委員	綾田 保弘	教育部会委員	小西 省三
企画財政部会委員	須和 建一	議会部会長	金子 史朗
企画財政部会委員	白井 文夫	議会部会委員	竹内 忠司
企画財政部会委員	岡野 康孝		
市民部会委員			

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班兼計画班	矢野 充伸
事務局次長	加藤 昭彦	調整班長	清谷 文孝
事務局次長 (計画班長専務取扱)	福井 隆	調整班 兼計画班	林田 競一
総務班長 兼調整班	安西 正門	計画班	山上 龍二

会 議 次 第

1 開会

2 新委員の紹介

3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

協議第 1 3 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 1 4 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）

について（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 1 5 号 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 1 6 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 1 7 号 電算システム事業（協定項目第 2 4 - 1 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 1 8 号 広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 2 4 号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 0 号）について

協議第 2 5 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について

協議第 2 6 号 消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について

協議第 2 7 号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

協議第 2 8 号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について

協議第 2 9 号 障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 5 号）について

協議第 3 0 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について

協議第 3 1 号 その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第 2 4 - 2 2 号)
について

協議第 3 2 号 その他の事業(葬斎関係事業)(協定項目第 2 4 - 2 2 号)
について

協議第 3 3 号 その他の事業(青少年健全育成事業)(協定項目第 2 4 - 2 2 号)
について

協議第 3 4 号 建設計画(協定項目第 2 5 号)について

5 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 2時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香南町合併協議会第7回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の1枚ものの資料、高松市・香南町合併協議会委員等名簿に基づき、御紹介をさせていただきます。

合併協議会規約第8条第1項第4号に規定されております「香南町長が定めた学識経験を有する者」のうち、香南町から選出の学識経験委員、伊賀裕之氏が退任され、新たに石丸芳孝氏が、11月22日付けで委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

石丸（芳）委員 石丸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） それでは、これより会議に入ります。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議の会議録署名委員には、河田 澄委員さんと太田繁夫委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の4議事に入ります。

会議次第4 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項でございますが、協議第13号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について及び協議第14号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についての2件を一括して議題といたします。

なお、協議第13号から協議第18号までの6件につきましては、前回第6回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容につきまして、改めて事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第13号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香南町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

続きまして、資料6ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第14号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香南町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

なお、継続協議となっております、合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で説明いたしておりますので、本日は説明を省略いたします。

協議第13号及び協議第14号の2件の提案内容は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号及び協議第14号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

石丸（英）委員 香南町の石丸です。

第13号の継続協議なんですが、基本的に、継続協議というのは、今回、この中において確認すべきことだと思います。しかしながら、地域審議会、合併新法が制定されまして、合併特例区とか、地域自治区とか、地域審議会というふうな、そういう組織に、どれがいいかというふうなことだと思うんですけども、地域審議会というのが、私どもについては、いいと思います。しかしながら、合併後、香南町がどういうふうに変わっていくのかというところの非常に不安を抱えております。

というところで、この地域審議会においては、その地域審議会の将来、どういうふうな位置づけになるのか、単なる意見収集をする場だけで終わるのか、本当に十分に審議したものが取り上げられるのか、その辺が非常に不安というところと、それと年2回開催する

というところが本当に果たしていいのかどうかということもありまして、再度、協議と
いうところで継続にさせていただくことにはできませんかと思ひまして、提案させていた
だいたわけなんです。

議長（増田会長） 事務局の方から、ちょっとお答えします。

事務局長 ただいま、再度継続ということでの御発言ですが、若干、地域審議会につい
ての役割なり機能について、まだ不安な点もあるというようなことでございますので、ち
よっと補足をさせていただきたいと思いますが、今、御発言の中にもありましたけれども、
今回の合併特例法あるいは合併新法によりまして、制度ができております。合併特例区と
いう制度と地域自治区という制度と、この提案をいたしております地域審議会という三つ
の制度があるわけでございます。

今回、提案をいたしております地域審議会につきましては、高松市の附属機関という位
置づけになるものでございまして、合併特例法、そこに書いてますが、合併特例法の第5
条の4第1項の規定に基づく法律に定められた組織ということございまして、合併協議
によって設置することができるということでございます。設置するかどうかを判断する
ということで、今回設置をしたいということでの提案でございます。

この地域審議会は、附属機関でございますので、特に地域審議会については、今回提案
をいたします建設計画、これからの香南町地域のまちづくりを中心とした計画、その計画
は10年間を目標としておりますけれども、その10年間の香南町地域のまちづくり全般
についての考え方、それをベースにして、それが、どのように推進されていくのか、それ
によって地域づくりが、どのように行われるのかということ、常にそれを見守っていく、
あるいは、それに対して必要な意見等を言う組織でございまして、非常に重要な組織であ
るというふうに認識をいたしております。もちろん、答申なり意見については、最大限に
尊重されるべきものであるというふうに理解をいたしております。

それから、後の地域自治区という制度でございますが、これは一般的な制度でございま
して、例えば、政令市における行政区のような制度、これにつきましては、さまざまな事
情がありまして、現状において合併町の地域においてのみ地域自治区を設置することにつ
いては、非常に難しい問題があります。高松市全体の問題として、それをどのように考え
ていくかということがありますので、これについては、今回は考えないということといた
したところでございます。

それから、合併特例区というもう一つの制度がございまして、これにつきましては、特

別地方公共団体という組織でございまして、法人格を別に持つ組織でございます。そこでやる仕事といたしますのは、公の施設、特定の公の施設で、これまで例えば、香南町において独特のノウハウを持って運営している施設、そういうものの管理運営をする組織が合併特例区でございまして、一般的な住民に対するサービス、さまざまなサービスについては、その合併特例区では行えないということでございまして、いわゆる財産区のような組織でございます。これは合併特例法において規定されておまして、設置の期間を5年間に限定をされておるといようなこととございまして、冒頭申し上げました地域審議会については、建設計画の期間、10年間期間を定めて設置することができるということとございまして、このような地域審議会を設置することが望ましいということでの提案でございますので、御理解をいただいた上、御審議を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 年2回というんについては。

事務局長 年2回ということとございますが、これについて、さまざまな意見がございます。地域審議会が対象とする建設計画を審議していく、建設計画の進捗状況を見守っていくということ言えば、年度当初に、その年度の事業がどのようになるのかということの説明を聞いて、それに対して必要な意見、答申を行う。それから、年度途中において、その年度の進行状況を把握する中で、次年度以降にどのような対応があるのか、あるいは課題があるのか、それについてどうすべきなのかということを考える、そういう機会ということで、年間2回は必ず開くという設定をいたしておりますが、必要に応じて、審議会の委員から要望があれば会議は開催できるという道は開いておるところとございまして、2回しか開かないというわけではないということとございまして。

しかも、10年間毎年2回ということになりますと、行政ベースとしては、非常に厳しい審議会が開催されていくということになるかと思っておりますので、これについては、提案としては2回ということとさせていただきますところとございまして。御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

石丸（英）委員 先ほども申し上げたとおり、地域審議会というのがよろしかろうと思っております。しかしながら、必要な事項については別紙のとおりとするという、その詳細な部分については、まだ研究、検討していかなければならないところが結構あるかと思っております。

それと、また、先ほども申し上げたとおり、香南町民がどういうふうに高松市民になっていくのかという、その具体的なところを、まだ私どもが説明することも十分把握できてません。というところで、今回は継続協議に、また、させていただきたいなということでの要望でございます。

議長(増田会長) 協議第13号については、ただいまのような御意見ございましたが、協議第13号のその他の意見も結構ですし、協議第14号についても何か御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) なければ、協議第13号については、次回へ引き続き継続とし、協議第14号については、この場で確認ということでもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) そしたら、協議第13号につきましては、次回に改めて継続協議ということをさせていただきます。

それでは、協議第14号についてお諮りいたします。

協議第14号については、原案のとおりとすることを確認いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議がございませんので、協議第14号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

議長(増田会長) それでは、次に協議第15号地方税の取扱い(協定項目第9号)についてから協議第18号広聴広報事業(協定項目第24-2号)についてまでの4件を一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料10ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

まず、協議第15号地方税の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載しておりますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1、香南町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に

限り、不均一課税を実施する。軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2、香南町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準及び納期並びに固定資産税の宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3、香南町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、資料17ページをお開き願いたいと存じます。

協議第16号条例・規則等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどでございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第17号電算システム事業についてでございます。

提案内容は、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第18号広聴広報事業についてでございます。

提案内容でございますが、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

協議第15号から協議第18号までの4件の提案内容は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第15号から協議第18号について、

御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第15号から協議第18号まで4件一括お諮りいたします。

協議第15号から協議第18号までの4件については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第15号から協議第18号までの4件については、原案のとおりと確認をいたします。

次に、新規提案の案件でございます。

協議第24号一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議第24号から協議第33号までの10件につきましては、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第8回会議において、改めて質疑、協議を行った上で意思集約を図ることとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、協議第24号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料26ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第24号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案内容を説明いたします前に、調整内容につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料でございますが、右肩にその2と書かれております附属資料（新規提案分）というものををごらんいただきたいと存じます。その2の附属資料でございます。

なお、これから後の案件の説明につきましては、会議資料とこの附属資料を並行して御説明いたしますので、二つの資料を並べてごらんいただければと存じます。よろしく願いいたします。

なお、本日、新規提案の案件が非常に多うございますことから、両市町に違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明させていただきます。この点、御了承いただきたいと存じます。

それでは、附属資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

一般職の職員の身分の取扱いのうち、まず職員数等でございます。

1の職員数及び2の職層別人数につきましては、資料に記載のとおり状況でございます。

また、3の級別職種でございますが、2ページから3ページにかけて記載のとおり、高松市では、全職種とも同じ分類表でございますが、香南町では、行政職の分類表以外に技能職の分類表がございます。

また、4ページでございますが、4ページには平均給料月額等の両市町の現況を記載いたしております。

調整案でございますが、2ページに戻っていただきまして、2ページの右下にございますように、「香南町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料26ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどに記載しておりますように、ただいま説明申し上げました調整案と全く同じ内容でございます。

なお、次の27ページと28ページには先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第24号一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号について、御質問等ございましたら御発言を願います。ございませんか。

どうぞ。

赤松委員 香南の赤松です。

今、提案された内容とは直接は関係ないと思うんですけど、ちょっと気がかりなことがありまして、もしおわかり、あるいはもうその時点に達してれば、考え方なんかをお聞きしておきたいと思うんですけど。

高松市さんの場合はどういう状況かわかりませんが、私どもには正職でない臨職という職員が多く、今働いてもらっとんですけど、その人その人によりまして、臨職といえども、

ほとんど正職に近いようなことで、仕事の重要な部分を担当してもらってるケースもあつたりして、そのあたりを考えると、果たしてこういう人たちは今後どうなっていくんだろうかと思って、今、一般職のというところで関連して、そういうことについて、もし事務局あるいは会長さんの方で、そこらに対する考え方等がもう既に固まったようなもんがあるのであれば、お差し支えのない範囲で、お聞きしておきたいなと、こないに思います。お構いなかったらよろしくお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、ただいまの御質問に対しまして、総務部会の方から答弁申し上げます。よろしくお願いいいたします。

合田総務部会委員 総務部会でございます。

臨時の方の取扱いでございますが、今、調整案でもお話し申し上げましたとおり、まず職員さんの取扱い、定数内の、通常言う正規の職員さんについては、このような調整で、このように考えております。

その他定数外の、通常言われます嘱託さんとか、それから臨時の雇用の方につきましては、我々、基本的な考え方でお示しさせていただいておりますのは、高松市の制度に統一をするという形でお示しをさせていただいております。

例えば、嘱託職員、高松市の場合は単なる嘱託職員というのと臨時という方があります。

嘱託職員は、通常1年雇用の契約、そして最大でも4年までと。そして、給料等々はもう報酬のみというふうな取り扱いをしております。

あと、高松市の場合、さらに臨時の方がいます。臨時の方というのは年間6月まで、それから、基本的には1時間当たり幾らというふうな方たちです。

各町のいろいろ勤務形態がありましようけども、基本的に、定数内職員の方以外について、雇用されている部分については、この高松市の制度に合わせていただくというのを基本と考えております。

ただ、我々が想定してないような職種、それから業務の形態、勤務形態、また、どうしてもその人がいなければ行政がうまく回らないと、いろんな場合があります。

ですから、原則は原則としまして、実態は、場合によっては、個々具体的に、ケース・バイ・ケースで検討させていただくというような形でお示しをさせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） どうぞ。

赤松委員 わかりました。

議長（増田会長） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第24号につきましては、次回、第8回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第25号一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、先ほどの附属資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料6ページでございます。

一部事務組合等の状況でございますが、6ページから8ページにかけて、両市町が加入しております一部事務組合等の状況を記載いたしております。

まず、6ページの1の高松地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、両市町とも加入しておりますが、共同で実施している事務のうち、 につきましては、香南町には該当がございません。

次に、2の木田香川地区町村税滞納整理組合、そして次の7ページになりますが、3の讃岐地区広域消防組合、4の香川南部葬斎場組合、8ページに参りまして、5の香川県市町総合事務組合につきましては、香南町のみが加入しております一部事務組合でございます。

また、6の土地開発公社でございますが、香南町にはございません。

以上が、一部事務組合等に係る両市町の現況でございますが、香南町のみ加入しております一部事務組合の中には、現在、高松市が合併協議を行っている他の町も加入いたしております。

例えば、7ページの3の讃岐地区広域消防組合ですと、構成町のうちで、三木町を除く5町と、現在高松市が合併協議を行っております。

また、4の香川南部葬斎場組合につきましては、構成町3町とも高松市と合併協議を行っております。合併協議の動向によりましては、対応形態が変化したり、組合そのものが存続なくなると、存在をしなくなるということも想定されるところでございます。

また、その場合の法律的な手続方法も、それぞれのパターンによって異なってくることとなります。

このようなことから、現在、香南町のみが加入しております一部事務組合については、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議する必要があるものと思われます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、6ページにお戻りいただきまして、6ページの右下に記載しておりますように、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取り扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。土地開発公社については、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が、調整内容でございますが、会議資料29ページの提案内容につきましても、ただいま御説明いたしました調整案と全く同様でございます。説明は省略させていただきます。

以上で、協議第25号一部事務組合等の取り扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第25号につきましても、次回、第8回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第26号消防団の取り扱い（協定項目第19号）についてを議題といたします。提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、消防団の組織でございますが、高松市消防団は、6方面隊26分団で構成され、55の屯所がございます。また、階級は7階級に分かれておりまして、定員、現員数は、資料に記載のとおりでございます。

一方、香南町でございますが、二つの分団で構成され、二つの屯所がございます。また、階級は7階級に分かれておりまして、定員、現員数は、資料に記載のとおりでございます。

このように、両市町では、団の組織が異なるほか、階級及び階級の定員に違いがございます。

これらの問題点、課題を踏まえた対応策でございますが、ページの右側中ほどでございますように、香南町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団香南分団とする。香南町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「香南町消防団は、高松市消防団に統合する。」としたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと存じます。

消防団員の報酬等でございますが、1の団員報酬及び2の出動報酬等に差異がございます。また、3の退職報償金でございますが、在職年数が3年以上5年未満の団員について、支給額に違いがございます。

このように、両市町では、団員報酬と出動報酬等及び退職報償金に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

消防団員互助共済会でございますが、高松市では、高松市消防団員相互共助会という組織を設け、資料に記載のような事業を実施いたしております。

一方、香南町では、香川県の消防団員福祉共済に加入いたしておりますが、このような互助組織はございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

被服等貸与でございますが、両市町では、現況欄に記載のとおり、被服等を貸与しており、その品目、数量等に違いがございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

消防団車両でございますが、両市町では、資料に記載のとおり、消防団車両を保有しておりますが、その装備等に違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、香南町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「香南町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が、調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の32ページをごらんいただきたいと思います。もとの会議資料の32ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ペ

ージ中ほどにございますように、「香南町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第26号消防団の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第26号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第27号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の16ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、国民健康保険（料・税）の賦課等でございますが、1の保険料・税の区分でございますが、高松市は保険料として、一方、香南町では保険税として賦課いたしております、その根拠法令等が異なっております。

また、4の税率等につきましては、課税限度額は同じでございますが、所得割などの税、料の率において違いがあり、また17ページの8の徴収方法等についても違いがございます。

このように、両市町では保険税と保険料の違いより、根拠法令等が異なるほか、税率等、徴収方法が異なっておりますが、対応策といたしましては、16ページの右側の中ほどにございますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。香南町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、18ページをお開き願いたいと存じます。

国民健康保険の健康推進事業でございますが、1の人間ドック助成の対象者及び助成額に違いがございます。

また、2の脳ドック助成は、高松市のみの制度でございます。

また、3のがん検診等助成は、香南町のみの制度でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

出産育児一時金でございますが、5の支給期日に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと思います。

葬祭費でございますが、2の給付額におきまして、高松市は、1件当たり5万円、香南町は、3万円と違いがございます。

また、5の支給期日が異なっておりますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思います。

高額療養費貸付制度でございます。

1の申請者の資格、2の貸付限度額及び5の貸付基金におきまして、両市町で違い、差異がございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が、調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の35ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上で、協議第27号国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第27号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第27号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第28号介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。23ページでございます。

まず、介護保険事業の運営主体等でございますが、1の運営主体につきましては、介護保険事業におきましては、介護保険法に基づき、市町村が保険者となりますことから、現在、高松市及び香南町が、それぞれ保険者として運営しておりまして、両市町の被保険者数、介護認定者数は資料に記載のとおり状況でございます。

次に、2の介護保険事業計画でございますが、市町村は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期とした介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととなっております。現在、19年度までの第2期計画の期間中でありまして、来年度に見直しを行うことといたしております。これは、両市町とも同じでございます。

次に、3の介護保険事業財政調整基金及び4の香川県財政安定化基金拠出金等につきましては、高松市及び香南町とも同様でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険料の賦課・徴収でございますが、1の保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、高松市は、被保険者本人が、市民税非課税者の第3段階4万4000円を基準に6段階を設定し、香南町では、第3段階3万6,000円を基準に5段階を設定しておりまして、保険料段階、保険料額及び乗率が異なっております。

また、3の納期が異なりますほか、4の滞納保険料の徴収方法等におきましても、市町

間で違いがございます。

また、右上の問題点・課題の欄に3点目の項目として挙げておりますように、「第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。」となっております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。また、香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険給付事業でございますが、香南町では、3の給付費通知を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

利用者負担軽減事業でございますが、2の法施行後の新規の訪問介護利用者に対する助成は、香南町のみの制度でございますが、平成16年度末をもって廃止されることとなっております。

また、3の社会福祉法人減免に対する助成のうち、所得要件に差異があり、また、4の離島での介護サービス提供事業者への助成は、高松市のみの制度でございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと存じます。

介護認定調査事業等でございますが、1の介護認定調査（直営）及び2の介護認定調査（委託）に記載のとおり、高松市では、原則として、新規申請分の認定調査を直営で実施するとともに、直営分を除く更新申請分等につきましては、市内の老人介護支援センターや老人保健施設などに委託し、認定調査を実施いたしております。

一方、香南町では、町外施設入所者を中心とした認定調査を直営で実施するとともに、直営分を除く調査については、居宅介護支援事業所に委託し、認定調査を実施いたしております。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたと

ころでございます。

以上が、調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料38ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、中ほどにございますように、「介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

以上で、協議第28号介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号について、御質問等ございましたら御発言願います。

どうぞ。

石丸（英）委員 香南の石丸です。

協議第28号から、これから進んでまいるわけなんです、前回にも申し上げましたとおり、香南町の法定協議会の内容、進捗状況は非常に芳しくないというのは聞かされておりますので、その場において確認できる事項においては、確認すべきということを発言させていただきました。

また、この法定協議会が開催される前、香南町側の委員さんで、審議をある程度しております。というところで、この協議第28号から協議第32号までの間は、確認まで進んでいただいて結構と思いますので、お伝えさせていただきます。

議長（増田会長） 今の御意見に対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ただいま協議第28号以降については、特に本日の会議で意見集約を図ってはどうかとの発言がございました。御異議がないようでございますので、それではまず、協議第28号についてお諮りをいたします。

協議第28号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第28号については、原

案のとおり確認をいたしました。

次に、協議第29号障害者福祉事業（協定項目第24 - 5号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

障害者福祉事業のうち、まず障害者手帳の交付でございますが、1の身体障害者手帳について、高松市では、中核市として身体障害者手帳を市で審査・決定し、交付いたしておりますが、香南町では、県へ進達いたしております。

また、2と3の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳につきましては、両市町とも香川県へ進達いたしております。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行することとし、調整案としては「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

支援費等の支給・変更決定業務でございますが、両市町とも同様の内容で実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

育成医療等負担費用助成事業でございますが、高松市のみ制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

これと同様に、次の32ページの補装具給付費用負担額助成事業、そして、次の33ページの訪問入浴サービス事業、34ページの心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業、そして35ページの障害者（児）社会参加推進事業、そして36ページの手話奉仕員養成事業、そして37ページの手話奉仕員等派遣事業、そして38ページの福祉タクシー設置補助事業、そして39ページでございますが、身体障害者パソコン教室事業、以上の8事業につきましても、高松市のみ制度でございますことから、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

在宅重度心身障害者訪問診査事業でございますが、両市町とも同様の内容でございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、41ページをお開き願いたいと存じます。

心身障害者医療費助成事業でございますが、2の助成内容でございますように、高松市では、保険診療の自己負担相当額を助成いたしておりますが、香南町では、4級及び療育手帳のBについて、自己負担額の2分の1を助成いたしております。

また、3の助成方法にも違いがございます。

このように、両市町で助成の対象者、助成内容及び助成方法に違いがございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が、調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の41ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどでございますように、「障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

以上で、協議第29号障害者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第29号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをいたします。

協議第29号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございます。協議第29号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第30号消防防災関係事業（協定項目第24-18号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の43ページをごらんいただきたいと思います。

消防防災関係事業のうち、まず初めに、常備消防でございますが、1の運営主体につき

ましては、香南町では、先ほど一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、香南町が加入いたしております讃岐地区広域消防組合が運営いたしております。

また、2の組織体制、3の消防署所、44ページの4の人員及び45ページの5の消防車両につきましては、香南町の現況欄には、この讃岐地区広域消防組合の状況を記載いたしております。

両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。

43ページをごらんいただきたいと存じます。

この常備消防の調整でございますが、香南町では、現在、一部事務組合である讃岐地区広域消防組合が運営主体となっておりますことから、先ほどの一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議することとし、調整案といたしましては、右下にございますように、「常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。」としたところでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

防災団体等でございますが、1の防火団体等、2の自主防災組織の現況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、3にございますように、香南町では、岡地区に自警消防団がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、岡自警消防団の取扱いについては、香南町地域の防災活動の低下を招かないことを基本に、合併時まで調整するものとする。」とし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、自警消防団の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと存じます。

地域防災計画でございます。

現況欄にございますとおり、両市町とも地域防災計画を策定いたしておりますが、その内容等において違いがございます。

対応策でございますが、右側の中ほどにございますように、「地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに香南町地域を含めた計画に見直す。」こととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

防災行政無線でございます。

両市町の現況でございますが、2の施設のうち、移動系無線につきましては、市町間で周波数などにおいて違いがございます。

また、次の同報系無線につきましては、高松市では該当がございませんが、現在、整備を検討中でございます。

また、3にございますように、香南町では、戸別受信機を設置する際の補助制度を設けております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、右側の中ほどにございますように、「移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。」とし、調整案といたしましては「高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

以上が、調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料44ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。自警消防団の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。」というものでございます。

以上で、協議第30号消防防災関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第30号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

石丸（英）委員 高松市においてもシステムの更新という文言がありますが、その具体的な内容というのをお聞かせいただき……、済みません、香南の石丸です。その内容をお聞かせいただきたいわけなんですけども。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、総務部会の方から答弁をお願いいたします。

小山総務部会委員 失礼いたします。総務部会の高松市の小山と申します。よろしくお
願いします。

今、御質問がありました施設の同報系無線ですけれども、これにつきましては、先般の
台風16号、さらには台風23号というふうなことで、本市におきましても、大きな被害
を受けたところでございます。

今現在、高松市の場合につきましては、ここの現況の資料のとおり、移動系無線のみの
整備というふうなことで、今現在、国の方では、特にいわゆる市民への適切な情報伝達
手段として、同報系無線の有効性というものが、国の方でも大分大きく指導されてお
ります。

そういうふうな中で、本市におきましても、来年度からのいろんな同報系無線の整備に
向け、検討していきたいと、こういうことで、まだ具体的な細部までについては、ちょ
とまだここで申し上げるまでは至っておりませんが、そういうふうな中で早急に検
討してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたし
ます。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをいたします。

協議第30号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第30号については、原
案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第31号その他の事業（市・町民褒章制度）についてから協議第33号その
他の事業（青少年健全育成事業）についてまでの3件を一括して議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、その他の事業3件を一括して御説明申し上げます。

附属資料50ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、市・町民褒章制度でございますが、1の名誉市・町民と3の市・町民栄誉賞につ
きましては、高松市のみ制度でございます。

次に、2の市・町政功労賞でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、表彰

条例あるいは規則に基づき、功労者の表彰制度を設けておりますが、香南町では、表彰受賞後の待遇は、特に設けてございません。

対応策でございますが、「香南町の町政功労者については、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇制度は適用しないものとする。」とし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、51ページをごらんいただきたいと思います。

葬斎関係事業のうち、まず市・町民葬儀でございますが、この制度は、葬儀の経済的負担の軽減を図ることを目的に、葬儀の種類及び料金を定め、葬儀業者を指定して、葬儀を取り扱わせているものでございまして、両市町では、記載のとおりの内容で実施いたしておりますが、その葬儀の種類に違いがございます。

また、香南町のやすらぎ苑葬については、香南町と塩江町、香川町の3町で構成する一部事務組合の香川南部葬斎場組合の葬斎場でございますが、やすらぎ苑で行われる葬儀でございまして、先ほどの一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議する必要がございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。」としたところでございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと思います。

葬斎場でございますが、1の運営主体は、香南町では、先ほど申し上げました香川南部葬斎場組合が運営いたしております。

また、2の施設概要、53ページに参りまして、3の施設使用料につきましては、資料に記載のとおりでございますが、香南町の現況欄には、先ほどの香川南部葬斎場組合、やすらぎ苑の状況を記載いたしております。

この一部事務組合の施設の使用につきましては、先ほどと同様に、「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、その取り扱いを協議する必要がございます。

なお、53ページの施設使用料の高松市の欄に記載しておりますように、高松市では、現在、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討しているところでございます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、52ページの右下に記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変

化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。」としたところでございます。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと存じます。

青少年健全育成事業でございます。

1の実施主体については、高松市では、市が単独で運営いたしておりますが、香南町では、塩江町、香川町との3町で構成する香川南地区少年育成協議会が設置している、香川南地区少年育成センターにおいて運営されております。

また、2の事業内容につきましては、同じ内容でございますが、4項目目の不登校対策につきましては、香南町では、現在、香川町に設置されている適応指導教室に通っておりますことから、高松市の制度に統一した場合、高松市内の塩上町にございます適応指導教室まで通わなければならない、通級の距離が遠くなるという問題点がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。香南町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議するとし、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。なお、香南町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の47ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく、それぞれの提案内容を御説明申し上げます。

まず、協議第31号その他の事業（市・町民褒章制度）でございますが、中ほどにございますように、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第32号その他の事業（葬斎関係事業）についてでございます。

提案内容は、「市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。」というものでございます。

続きまして、49ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第33号その他の事業（青少年健全育成事業）についてでございます。

提案内容は、「青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。なお、香南町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上で、協議第31号から協議第33号までの説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第31号から協議第33号までの3件について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、お諮りをさせていただきます。

協議第31号から協議第33号までの3件について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第31号から協議第33号までの3件につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第34号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、会議資料50ページをお開きください。

協議第34号建設計画（協定項目第25号）についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどにございますように、「建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。」というものでございます。

別とじの附属資料の、高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）案をごらんください。右肩にその3と書いております附属資料でございます。

右肩にその3と書いております建設計画の案でございます。

まず、目次で建設計画の構成について説明いたします。

1ページめくっていただければ目次がございますので、そちらをごらんください。

まず、はじめにでは、合併の考え方と計画作成の方針を、第1章では、高松市と香南町の概況を、第2章では、まちづくりの基本方針を記載しております。また、第3章は、各

論部分で、施策・事業を基本方針に沿って整理し、次のページ、第4章では、公共的施設の統合整備について、また、第5章では、財政計画について取りまとめております。

それでは、建設計画の概要につきまして、本日は、別として附せんをつけております資料、高松市と香南町の合併による“まちづくりプラン”(建設計画)の骨子をお配りしておりますが、これに基づきまして説明させていただきます。

6ページほどの資料でございます。建設計画の骨子でございます。こちらをごらんいただければと存じます。

まず、1、合併の考え方でございますが、まず、1番目として、生活圏の広域化への対応、2として、少子高齢社会への対応、3として、自治能力の強化、最後に4として、緊密なつながりを踏まえた対応という四つの視点から整理しております。

次は、2の高松市と香南町の合併によるまちづくりでございます。

まず、2-1、合併による新しいまちづくりの理念でございます。

ここでは、両市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重する中で、地理的条件を初め都市機能や産業基盤、多様な地域資源、さらには、両市町の地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すこと、さらに、合併により行財政基盤の充実強化を図りながら、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の向上を図ることを掲げております。

次に、2-2、香南町地域のまちづくりでございますが、ここでは、この建設計画の中心となります香南町地域の役割と機能を整理いたしますとともに、まちづくりの課題と対応の基本方向について取りまとめております。

香南町地域の役割と機能といたしましては、(1)で自然を生かした快適生活創造機能、(2)で四国の空の玄関機能、さらに(3)として、暮らしの支援、交流機能を掲げております。

このような香南町地域の役割と機能を踏まえ、現時点の考え方といたしまして、骨子1ページの一番下に、枠囲みでございますように、香南町地域は、高松空港の立地特性を活用し、戦略的な産業や暮らしの支援、また、自然景観と田園環境を生かした交流機能などの特性と機能を生かしながら創造的な快適生活を提供する、“田園環境と空港を生かした快適生活、新産業創造交流ゾーン”と位置づけることを提案するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

これらの役割と機能、また建設計画案、本編の18ページに記載してありますような香南町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向を踏まえ、五つのまちづくりの基本目標と基本方針を掲げました。

まず、骨子2ページ左上の基本目標の(1)“連帯”のまちづくり、保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現でございますが、基本方針として、その下に記載しておりますように、少子・高齢化が進行する中、住民同士の連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した、心身ともに健康に暮らせるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、右側の3ページの重点取り組み事項をごらんください。

1の“連帯”のまちづくりにおきましては、(1)高齢者、障害者にやさしいまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、社会福祉センター等の機能の活用を初め八つの重点取り組み事項を掲げております。

次に、左側2ページの右上の基本目標(2)“循環”のまちづくり、自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、香南町地域の豊かな自然や田園風景を保全するとともに、循環型社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページ、2、“循環”のまちづくりに記載しておりますように、(1)自然環境の保全と共生に基づくまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、親水空間の整備を初め11の重点取り組み事項を掲げております。

次に、2ページ左下の基本目標(3)“連携”のまちづくり、安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、住みやすい安全・安心な生活環境を築き、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページ、3、“連携”のまちづくりに記載しておりますように、(1)安全で安心して生活できるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、自主防災組織の充実強化を初め22の重点取り組み事項を掲げております。

次に、右下の基本目標の(4)“交流”のまちづくり、“四国の空の玄関”としての特性を生かした活気のあるまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、「四国の空の玄関」である高松空港を擁し、企業立地が進み、香川県園芸総合センター等の農業研究

施設などを有する香南町地域の潜在力を活用し、農業をはじめ、商工業など既存産業の一層の活性化を図るとともに、空港を生かした交流のためのネットワークの充実を図り、地域の活力と住民の元気を育てるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの4、“交流”のまちづくりに記載しておりますように、(1)時代の変化にこたえる産業を育てるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、農業生産基盤の整備を初め14の重点取り組み事項を掲げております。

最後に、中央の基本目標(5)の“参加”のまちづくり、住民一人ひとりが参画するまちの実現でございますが、この項目につきましては、ただいま申し上げました(1)の“連帯”のまちづくりから(4)の“交流”のまちづくりまでを、相乗効果を発揮させながら推進していくための礎、潤滑油的役割を果たすものでございます。

その基本方針といたしましては、地方分権の要となる「地域自治」の実現に向け、行財政運営基盤の充実強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治力の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツ、観光、交流など、あらゆる面で住民活動を活発化させることにより、次世代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの5、“参加”のまちづくりに記載しておりますように、(1)行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくりを初め三つの施策の方向を定めるとともに、支所機能の整備を初め四つの重点取り組み事項を掲げております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページにかけては、合併後における高松市全体の将来構想でございます。

まず、将来構想を展望した都市づくりの方向として、(1)道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり、(2)市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり、(3)地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり、(4)多様で幅広い交流を展開する都市づくり、(5)新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり、(6)地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくりの六つの考え方を示しております。

さらに、この都市づくりの方向を踏まえ、それらを凝縮した形での将来構想として、次の5ページに枠組みして記載しておりますが、「21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市 / グレーター高松の創造 - 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 - 」を地域の共通の目標として掲げることといたしました。

その趣旨は、その下に記載しているとおりでございます。

また、各地域の特性などを踏まえ、それぞれのエリアの個性等を生かした重点的な機能集積の促進を図るため、臨海部・島嶼部エリアなど、四つのエリアに分け、それぞれのエリアの機能整備の方向を示しております。

次の6ページには、エリア別の機能整備(まちづくり)のイメージ図をつけております。

なお、内容の説明は省略させていただきます。

次に、財政計画について説明いたします。

建設計画案、本編の方でございますが、本編の45ページの方をお開きください。本編45ページでございます。

第5章財政計画でございます。

財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、予定する事業について、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的な展望に立ち、適切な財政運営を図ることを目的として作成される計画でございます。本合併協議会で決定した建設計画の作成方針におきましても、合併特例法の特例措置などによる支援制度を活用するとともに、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において、健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成することとなっております。

まず、1-1の財政計画の基本的な考え方でございますが、国の三位一体改革など、地方財政を取り巻く状況は、非常に流動的、不透明な要素がございますが、この財政計画の作成に当たりましては、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、計画の対象期間については、合併年度及びこれに続く10年間、つまり、平成17年度から27年度までの11カ年について、普通会計ベースで推計いたしております。

この普通会計とは、自治体ごとに、さまざまな特色があり、各会計の区分が異なるため、一定の基準で相対的に財政比較をするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分でございます。一般会計と自治体に、ほぼ共通して設置される特別会計を合算した会計でございます。

なお、水道など公営企業会計等は除かれております。

この計画の作成に当たりましては、健全な財政運営を基本に、合併に伴う経費節減、国や県の財政支援措置等を勘案いたしております。

次に1 - 2、歳入・歳出の考え方でございますが、(1)の歳入のうち、の地方税・地方譲与税・交付金は、過去の実績、今後の経済見通し等を踏まえる中で、現行で決定されている制度を基本として推計しております。

なお、地方税は不均一課税などの経過措置を見込んでおります。

次に、の地方交付税等は、臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づき、平成16年度の地方交付税額を基本に、若干減少させ推計いたしました。

また、合併算定替や合併特例債の元利償還金に係る交付税措置など、合併に対する財政支援措置を見込んで推計しております。

次に、の国庫支出金・県支出金は、現行制度を基本とし、過去の実績等を勘案するとともに、合併に伴い措置される補助金等の財政支援措置を見込み推計しております。

次に、の地方債は、建設計画の事業実施に伴う合併特例債について、事業費100億円、起債額95億円として推計するほか、通常の実業債として、平成16年度を基本として発行額を見込んで推計しております。

のその他は、使用料及び手数料や諸収入などがございますが、過去の実績等を見込んで推計しております。

次に、(2)の歳出でございますが、まず、の人員費は、合併後の退職者補充の抑制などによる一般職の職員の削減や特別職・議員等の減員などを見込んで推計しております。

次に、の扶助費は、過去の実績等を踏まえ、全体の平均の伸び率を2.9%で推計しております。

次に、の公債費は、合併前までに借り入れる地方債の元利償還金を算出した上で、建設計画の事業実施に伴う合併特例債など、計画の期間中に発行する地方債を現行利率2.0%で積算した元利償還金を加算して推計しております。

次に、の物件費・補助費等は、過去の実績等を踏まえ、経費節減を前提に、合併による合理化、効率化を見込んで推計しております。

次に、の投資的経費は、建設計画に基づく合併特例債対象事業等のほか、その他の普通建設事業費として平成16年度を基本に市単独事業を毎年5%減で推移させた上で推計しております。

このような基本的な考え方にに基づき、推計いたしましたのが、47ページの財政計画でございまして、歳入では地方税など8項目、歳出では人員費など7項目について、平成17年度から平成27年度までの期間、推計したものでございます。

次に、参考資料として合併に伴う効果を一覧表にしたA4の1枚ものの資料をお配りしておりますので、ごらんください。骨子の後につけております資料でございます。A4の横の1枚ものの資料でございます。

合併に伴う効果でございます。

計画期間中、議員報酬等で約4億8,100万円、香南町の特別職報酬で約4億8,200万円、香南町の農業委員会委員等の各種委員会報酬で約5,100万円、また、職員給与費につきましては、香南町の退職者25人の不補充と、現行の高松市の職員1人当たりに対する住民数を基礎に、合併後の職員数の目安を算出し、計画期間中の約10年間で18人の一般行政職員を削減することにより、約9億8,100万円の減を見込み、人件費全体では約19億9,700万円の効果を見込んでおります。

また、物件費は、コンピュータの使用料などが不要になることなどを勘案し、香南町の現在の年間の物件費約4億7,500万円の半額が節減できると仮定し、計画期間中で約24億9,900万円の効果を見込み、合計で44億9,600万円の節減が図れると試算いたしました。

以上が、建設計画案の概要でございますが、今後、委員の皆様や住民の皆様の御意見等をお聞きする中で、市町間で協議し、必要な修正を加えていくことといたしております。

なお、事務局としては、他の合併協定項目の調整結果と建設計画の内容の整合性を図るため、この建設計画につきましては、当面、継続協議とし、他の合併協定項目についての協議が調った段階で、あわせて、意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、協議第34号建設計画についての説明を終わります。よろしく願いします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第34号につきましては、次回第8回会議において改めて質疑、協議等を行うこととさせていただきます。

会議次第5 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5その他でございますが、まず（1）の高松市と

近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、次に(2)の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、以上2件を一括事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料でございますが、会議資料の52ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の方の52ページでございます。一番最後のページになります。

まず、合併協定項目の協議の状況でございますが、委員の皆様の参考としていただくということで、各合併協議会の合併協定項目の協議の状況を一覧表に整理をいたしております。

御承知のように、一番左の端の高松市・塩江町合併協議会におきましては、すべての合併協定項目についての協議が調い、去る12月1日に、合併協定調印式が開催され、両市町の12月議会で、合併関係議案についての審議が行われることになっております。

その他の五つの合併協議会の状況でございますが、この資料は、本日12月6日現在のものございまして、右から2列目の、この高松市・香南町合併協議会の協議状況の欄には、本日の会議に提案した協定項目に 印をつけております。

各合併協議会で想定されます協定項目のうちで、空欄となっておりますのが、未提案の項目でございますが、一番少ないのは香南町でございます。香南町で20項目程度、一番多いのが庵治町で27項目程度でなからうかと思われまして、現に、そのような状況でございます。

なお、各合併協議会におきましては、今月の21日から27日にかけて、それぞれ、次の会議を開催すると、そのような予定になっております。

合併協議会の協議状況は以上でございます。

続きまして、会議の開催予定について御説明申し上げます。

左側の会議資料51ページをごらんいただきたいと存じます。

次回の第8回会議でございますが、12月24日金曜日でございます。午後1時30分から、高松市役所での開催を予定いたしております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでしたら、以上で、その他は終わりましたが、せっかくの機会でございますので、この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら承り

ますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、以上で、本日の会議を閉じさせていただきますと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・香南町合併協議会第7回会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 4時00分 閉会

会議録署名委員

委員

太田 繁夫

委員

河田 澄